

平成29年7月31日

ロッテ葛西ゴルフスクール会員の皆様へ

破産者株式会社ゴルフスタジアム
破産管財人弁護士 島田 敏雄

「ロッテ葛西ゴルフスクール」レッスン終了のお知らせ

前略 当職は、「ロッテ葛西ゴルフスクール」（以下、「当スクール」といいます。）を運営しておりました株式会社ゴルフスタジアム（以下、「GS社」といいます。）の破産管財人です。

GS社は、平成29年7月21日（金）午後5時に東京地方裁判所より破産手続開始決定を受け、当職が破産管財人に選任されました。

GS社は、ロッテ葛西ゴルフを運営するロッテ不動産株式会社（以下、「ロッテ社」といいます。）より当スクールの運營業務の委託を受けておりますが、ロッテ社は、GS社の破産に伴い、同月22日（土）より当スクール休止の判断をされました。

当職は、GS社の破産管財人として、会員の皆様へのご迷惑を最小限に抑えるべく、ロッテ社に対し当スクールの運営再開を申し入れ、当スクールの事業継続に向けた協議をいたしました。しかしながら、今般、ロッテ社からGS社に対する業務委託契約を解除する旨の通知を受けるに至ったことから、大変遺憾ではありますが、当スクールの会員の皆様に対するレッスン提供その他のGS社によるサービス提供が終了することとなりましたことを、本書をもってご連絡致します。

未消化のレッスンが残っている会員の皆様は、未消化分のレッスンの提供を請求する権利をGS社に対する破産債権として届出することができます。

現時点では破産債権者の皆様に対する配当を実施できるかは未定ですが、今後、GS社の資産の換価・回収の結果、配当に足りる原資を確保できた場合には、破産債権者の皆様に対して配当を実施することになります。

破産債権を有する会員の皆様におかれましては、大変お手数ですが、近日中に東京地方裁判所より送付される書類をご確認いただき、「破産債権届出書」のご提出をお願いいたします。

なお、本破産手続においては、極めて多数の破産債権者、利害関係人がおりますため、破産管財人への個別のお問い合わせはお控えいただきますようお願い申し上げます。円滑な管財業務のため、何卒、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

草々